

民事信託士倫理綱領

第1条 民事信託士は、法化社会の実現に努め、倫理を尊重する。

第2条 民事信託士は、法規範の遵守に努める。

第3条 民事信託士は、法律家としての尊厳と責任を自覚し、
教養を深め、人格を高めるように心掛ける。

第4条 民事信託士は、信義則を尊重し、名誉と品位を保持する。

第5条 民事信託士は、つねに法律の知識と法技術の習得に努
めるとともに、信託制度の発展に尽くす。

平成29年12月21日制定